

## 医療費を支払ったときの 税金還付の確定申告は？

**Q** 私は給与所得者です。所得税が還付される医療費控除について教えてください。

**A** 医療費を多額に支払ったときは確定申告をすることにより所得税が還付される場合があります。

▶ 医療費控除の計算（税務署に確定申告 → 所得税還付・住民税軽減）

$$\begin{array}{|c|} \hline 1年間に支払った本人、家族の医療費の総額 \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険などで補てんされる金額} \\ \text{（生命保険の給付金、健康保険の高額療養費など）} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得 200万円以上の人} \quad \text{10万円} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得 200万円未満の人} \quad \text{所得金額の 5\%} \\ \hline \end{array}
 = \text{医療費控除額（最高で 200万円）}$$

※ 医療費は配偶者や親族の支払金額も含まれます。（税務上、扶養家族でなくてもOKです）

▶ 医療費控除の対象（年末調整不可・確定申告で還付 → 5年前の分までさかのぼれる）

控除の対象	控除対象となるもの（例示）	控除対象とならないもの（例示）
診療費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療費・入院費・手術費・入院中の食事代</li> <li>電車、バス等の通院費用（症状からみて必要なタクシー代）</li> <li>花粉症改善のための診療費用・うつ病の治療費</li> <li>インプラントの費用・子どもの歯列矯正のための費用</li> <li>不妊治療（サプリメントはNO）・妊婦の定期診断</li> <li>視力回復のレーシック手術、オルソケラトロジーの近視治療の費用・病院の紹介状の文書料</li> <li>6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代で「おむつ使用証明書」があるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドッグ等の費用（重大な疾病発見で引き続き治療の場合はOK）</li> <li>マイカーのガソリン代・駐車料金</li> <li>メガネ（白内障・緑内障用を除く）</li> <li>補聴器の代金・美容整形の費用</li> <li>妊娠検査薬の費用・無痛分娩講座費用</li> <li>医師などに対する謝礼・診断書の発行費用</li> <li>親族である付添人へ支払う費用</li> <li>入院のときの寝巻きなど身の回りの費用</li> </ul>
医薬品の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療、療養などのための医薬品の購入費（薬局から買ったときは薬の名前などを記入）</li> <li>医師の処方による漢方薬代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプリメント、栄養補助食品・予防の費用</li> <li>栄養ドリンク・健康増進のためのビタミン剤</li> <li>医薬品以外の漢方薬</li> </ul>
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護老人福祉施設などのサービスの対価（介護費、食費、居住費）として支払った額の1/2</li> <li>一定の居宅サービスの自己負担額（医療系サービスを利用）</li> <li>難聴の補聴器 ※「補聴器適合に関する診療情報提供書」がある場合</li> <li>医師の指示でのフィットネスクラブ等（厚生労働省の認定）の利用料など ※「運動療養実施証明書」などの一定の書類が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事援助など介護保険の対象とならないサービスの自己負担額</li> </ul>

※ 1. 所定の“医療費控除の明細書”の提出が必要です。（e-Taxの場合は送信）

2. 医療費の領収書は令和2年分から添付、送信は不要です。（5年間保存）

3. 領収書を失くした人はマイナンバーカードを使って、マイナポータルから出力又は健康保険組合からの“医療費のお知らせ”で医療費を確認してください。（自費診療分や交通費は自分で計算）

**（ワンポイントアドバイス） 1年間（1/1～12/31）の医療費が  
10万円を超えれば確定申告！**

※ 令和5年12月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。